

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業・関係事業の概要

1	公共交通特定事業・公共交通関係事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 1～2
	・九州旅客鉄道(株) ・鹿児島交通(株) ・南国交通(株) ・JR九州バス(株) ・(公社)鹿児島県バス協会 ・鹿児島市タクシー協会 ・鹿児島市交通局（電車事業課、バス事業課） ・鹿児島市船舶局 ・(一社)天文館みらいマネジメント		
2	道路特定事業・道路関係事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 3～5（位置図：P. 4～5）
	・国土交通省（鹿児島国道事務所） ・鹿児島県（鹿児島地域振興局） ・鹿児島市（谷山都市整備課、道路建設課、谷山建設課）		
3	交通安全特定事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 6～9（位置図：P. 7～9）
	・鹿児島県公安委員会		
4	教育啓発特定事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 10～13
	・九州旅客鉄道(株) ・鹿児島交通(株) ・南国交通(株) ・JR九州バス(株) ・鹿児島市タクシー協会 ・鹿児島市交通局（電車事業課、バス事業課） ・鹿児島市船舶局 ・国土交通省（鹿児島運輸支局） ・鹿児島市（交通政策課、障害福祉課、学校教育課、国際交流課、人事課、人権推進課、長寿支援課、保健支援課、母子保健課、図書館、生涯学習課）		
5	その他の取組	・ ・ ・ ・ ・	P. 14
	・鹿児島市（障害福祉課、教育委員会事務局総務課、図書館）		

1 公共交通特定事業・公共交通関係事業

交通事業者等	旅客施設・特定車両等	事業の内容	実施予定期間 ^{※1}			事業完了	取組内容			特定事業 ^{※2} 該 当
			前期	後期	未定		令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	
九州旅客鉄道㈱	J R 鹿児島中央駅	・待合室等に特定席ベンチを設置する。	○			R 4	-	-	-	
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・駅設置モニターやSNS、アプリ、ホームページ等において運行情報を発信する。 ・乗降のお手伝いが必要なお客さまについては、駅係員等がお手伝いする旨の案内と事前連絡していただくための連絡先をホームページ及びポスター等でお知らせする。 ・スロープ（渡り板）を用いた車椅子ご利用のお客さまの乗降の介助、ことば・耳の不自由なお客さまの筆談対応など、きっぷの販売、通路の誘導、乗降の介助などに関して要望に応じたお手伝いを行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用のブロックの修繕等を行う。	○	○			・駅設置モニターやSNS、アプリ、ホームページ等において運行情報を発信した。 ・乗降のお手伝いが必要なお客さまについては、駅係員等がお手伝いする旨の案内と事前連絡していただくための連絡先をホームページ及びポスター等でお知らせした。 ・スロープ（渡り板）を用いた車椅子ご利用のお客さまの乗降の介助、ことば・耳の不自由なお客さまの筆談対応など、きっぷの販売、通路の誘導、乗降の介助などに関して要望に応じたお手伝いを行った。 ・バリアフリー設備の点検を実施した。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用のブロックの修繕等を行った。	・駅設置モニターやSNS、アプリ、ホームページ等において運行情報を発信する。 ・乗降のお手伝いが必要なお客さまについては、駅係員等がお手伝いする旨の案内と事前連絡していただくための連絡先をホームページ及びポスター等でお知らせする。 ・スロープ（渡り板）を用いた車椅子ご利用のお客さまの乗降の介助、ことば・耳の不自由なお客さまの筆談対応など、きっぷの販売、通路の誘導、乗降の介助などに関して要望に応じたお手伝いを行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用のブロックの修繕等を行う。	・駅設置モニターやSNS、アプリ、ホームページ等において運行情報を発信する。 ・乗降のお手伝いが必要なお客さまについては、駅係員等がお手伝いする旨の案内と事前連絡していただくための連絡先をホームページ及びポスター等でお知らせする。 ・スロープ（渡り板）を用いた車椅子ご利用のお客さまの乗降の介助、ことば・耳の不自由なお客さまの筆談対応など、きっぷの販売、通路の誘導、乗降の介助などに関して要望に応じたお手伝いを行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用のブロックの修繕等を行う。	
鹿児島交通㈱	低床車両の導入	・老朽化した車両の代替として順次低床車両を導入する。	○	○			コロナ禍以前の収支に戻っていないこともあり、低床車両の新規導入はできず。	順次車両の代替としてワンステップバス及びノンステップバスの導入を行う。	順次車両の代替としてワンステップバス及びノンステップバスの導入を行う。	○
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・案内看板やホームページ等による利用しやすい情報の提供を行う。 ・利用者の要望に応じた一定の介助、筆談による対応を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。	○	○			・ホームページ等による利用しやすい情報提供を行った。 ・利用者の要望に応じた一定の介助（乗車時、降車時の介助など）、バス車内におけるバリアフリー設備点検の実施	令和5年度と同様で継続して実施	令和6年度と同様で継続して実施	
南国交通㈱	低床車両の導入	・継続的にノンステップバス・ワンステップバスの導入を図る。車両購入時には原則、低公害低床型の車両へ更新する。	○	○			経営状況悪化に付き、低床車両の新規導入はできず。	大型低床車両5台導入予定（年内に2台、年明け以降に3台）	随時更新を図って参ります。	○
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・案内看板（チラシ）やホームページ等による利用しやすい情報提供を行う。（鹿児島中央ターミナルビル） ・利用者案内（乗車マナー等）における、高齢者、障害者や車いす、ベビーカー利用者、ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方への対応を通年でホームページに掲載する。 ・乗降補助等の役務の提供を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。	○	○			鹿児島中央バスターミナルについては館内マップや利用者告知の推進に努めた。	バリアフリー設備の点検 ホームページ告知の推進	バリアフリー設備の点検並びにホームページ告知の推進	
J R九州バス㈱	低床車両の導入	・バリアフリー車両（ノンステップバス）を購入する。 ・車両更新時に低床車両を導入する。	○				車両更新時ノンステップ（低床）バスを随時導入していくこととしているが、令和5年度は実績なし。	車両更新時ノンステップ（低床）バスを随時導入していく。	車両更新時ノンステップ（低床）バスを随時導入していく。	○
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・案内看板やホームページ等による利用しやすい情報の提供を行う。 ・利用者の要望に応じた介助を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。	○	○			利用しやすい情報提供、利用者の要望に応じた介助、設備の点検を行った。	利用しやすい情報提供、利用者の要望に応じた介助、設備の点検を行っていく。	利用しやすい情報提供、利用者の要望に応じた介助、設備の点検を行っていく	
(公社)鹿児島県バス協会	天文館バス停	・映像や文字でバスの接近情報等を提供するデジタルサイネージを設置する。	○			R 5	・令和6年2月に1基設置の完了。令和4年度と併せて2基設置が完了した。	・今後、ダイヤ改正などバス事業者の事業計画に合わせ、遅滞なく修正などを行う。	・今後、ダイヤ改正などバス事業者の事業計画に合わせ、遅滞なく修正などを行う。	
鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシーの導入	・タクシーの更新時において、国及び県等の助成金を積極的に活用して、ユニバーサルデザインタクシーを導入する。 注）ユニバーサルデザインタクシーとは、車いすのまま乗車できるとともに、広い開口部にスライドステップを装備し、すべての人の乗降がしやすい車両を使用したタクシー	○	○			令和5年度中、1社が2両購入（合計87両導入）	現行タクシーの更新時に、ユニバーサルデザインタクシーを積極的に導入する。	ユニバーサルデザインタクシーは、通常のタクシーより高額であり、助成金なしでの購入は厳しいことから、国及び自治体等に助成金を要望した上での積極的な導入を進める。	○

※1 ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの
※2 特定事業：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第2条第1項第25号に規定されている、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等で、移動円滑化（バリアフリー化）のために必要な基準に適合するもの
※3 本構想において上記1に関し、掲げている取組方針のうち、次の項目については、事業計画（案）が未対応のため、検討をお願いする。
・旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。
・バス停については、上屋の設置等の改善を進める。

1 公共交通特定事業・公共交通関係事業

交通事業者等	旅客施設・特定車両等	事業の内容	実施予定期間※1			事業完了	取組内容			特定事業※2 該 当
			前期	後期	未定		令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	
鹿児島市交通局	超低床電車の運行	・超低床電車を運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供する。なお、車両を更新する必要が生じた場合には、原則、超低床電車へ更新する。	○	○			・超低床電車を運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供した。	・超低床電車を運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供する。なお、車両を更新する必要が生じた場合には、原則、超低床電車へ更新する。	・超低床電車を運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供する。なお、車両を更新する必要が生じた場合には、原則、超低床電車へ更新する。	
	低床バスの導入	・低公害低床型バスを導入運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供する。なお、車両を更新する必要が生じた場合には、原則、低公害低床型の車両へ更新する。	○	○			中型車両 7 両更新	小型車両 1 両更新	検討中	○
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・バスロケーションシステムによる運行状況の提供を行う。 ・筆談具の設置状況を確認し、今後も筆談による情報提供を行う。 ・ホームページなどで提供している時刻表の中に、高齢者、障害者等が利用しやすい「低床電車」の運行時刻を記載する。 ・ＨＰの利用者案内（乗車マナー等）における、高齢者、障害者や車いす、ベビーカー利用者、ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方への対応を通年で掲示する。 ・利用者の要望に応じた介助を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用ブロックの修繕等を行う。	○	○			・バスロケーションシステムによる運行状況の提供を行った。 ・筆談具の設置状況を確認し、筆談による情報提供を行った。 ・ホームページなどで提供している時刻表の中に、高齢者、障害者等が利用しやすい「低床電車」の運行時刻を記載した。 ・ホームページの利用者案内（乗車マナー等）における、高齢者、障害者や車いす、ベビーカー利用者、ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方への対応を通年で掲示した。 ・利用者の要望に応じた介助を行った。 ・バリアフリー設備の点検を実施した。	・バスロケーションシステムによる運行状況の提供を行う。 ・筆談具の設置状況を確認し、今後も筆談による情報提供を行う。 ・ホームページなどで提供している時刻表の中に、高齢者、障害者等が利用しやすい「低床電車」の運行時刻を記載する。 ・ＨＰの利用者案内（乗車マナー等）における、高齢者、障害者や車いす、ベビーカー利用者、ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方への対応を通年で掲示する。 ・利用者の要望に応じた介助を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。	・バスロケーションシステムによる運行状況の提供を行う。 ・筆談具の設置状況を確認し、今後も筆談による情報提供を行う。 ・ホームページなどで提供している時刻表の中に、高齢者、障害者等が利用しやすい「低床電車」の運行時刻を記載する。 ・ＨＰの利用者案内（乗車マナー等）における、高齢者、障害者や車いす、ベビーカー利用者、ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方への対応を通年で掲示する。 ・利用者の要望に応じた介助を行う。 ・バリアフリー設備の点検を実施する。	
鹿児島市船舶局	バリアフリー船の導入検討	・バリアフリー基準に適合した新船の導入の検討を行う。	○	○			新船建造に向け情報収集を行った。	引き続き、情報収集を行う。	引き続き、情報収集を行う。	
	バリアフリー情報等の提供、体制の整備	・高齢者、障害者等が利用しやすい「バリアフリー船」の運航状況をホームページなどで提供する。 ・乗下船時の介助サービスの提供を行う。 ・バリアフリー設備等の定期的な点検を行う。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用ブロックの修繕等を行う。	○	○			・高齢者、障害者等が利用しやすい「バリアフリー船」の運航状況をホームページなどで提供した。 ・乗下船時の介助サービスの提供を行った。 バリアフリー船エレベーターの保守点検を行った。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用ブロックの修繕等を行った。	・高齢者、障害者等が利用しやすい「バリアフリー船」の運航状況をホームページなどで提供する。 ・乗下船時の介助サービスの提供を行う。 ・バリアフリー設備等の定期的な点検を行う。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用ブロックの修繕等を行う。	・高齢者、障害者等が利用しやすい「バリアフリー船」の運航状況をホームページなどで提供する。 ・乗下船時の介助サービスの提供を行う。 ・バリアフリー設備等の定期的な点検を行う。 ・旅客施設について、必要に応じてスロープや視覚障害者用ブロックの修繕等を行う。	
（一社）天文館みらい マネジメント	天文館バス停	・天文館前バス停に広告付きベンチを設置し、来街者の滞在快適性の向上を図るとともに、広告収入によりまちづくりの財源確保を図る。	○			R6	6月 社会実験の実施	5月 設置		

※1 ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの
※2 特定事業：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第2条第1項第25号に規定されている、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等で、移動円滑化（バリアフリー化）のために必要な基準に適合するもの
※3 本構想において上記1に関し、掲げている取組方針のうち、次の項目については、事業計画（案）が未対応のため、検討をお願いする。
・旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。
・バス停については、上屋の設置等の改善を進める。

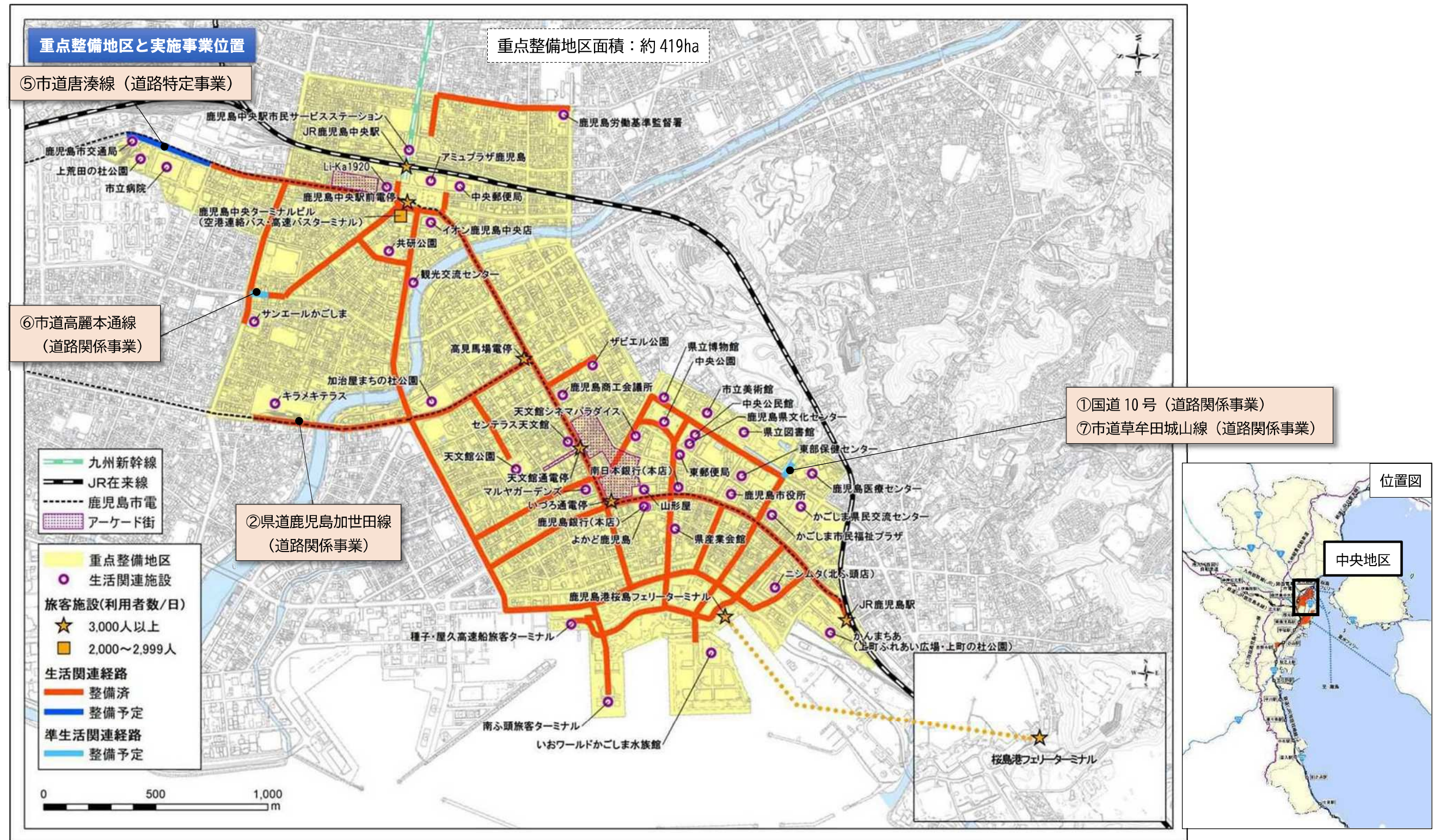
2 道路特定事業・道路関係事業

事業実施主体 道路管理者事業者	番号※1	道路名	道路の区間		延長	歩道幅員	事業の内容	事業量 (延長/面積等)	実施予定期間※2			事業完了 年度	令和6年度 実施状況※4	特定事業※3 該当	備考
			始点	終点					前期	後期	未定				
国土交通省 (鹿児島国道事務所)	①	国道１０号（中央地区）	鹿児島市山下町	鹿児島市山下町	0.004 km	3 m	視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.004 km		○					
鹿児島県	②	県道２０号鹿児島加世田線 （中央地区）	新屋敷15-19	下荒田1丁目1-1	0.4 km	3 m	歩道の段差解消	0.2 km	○			R5			事業は継続
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.2 km							
	③	県道２０号鹿児島加世田線 （谷山地区）	谷山中央8-4-1	西谷山1-7-47	0.6 km	3 m	歩道の段差解消	0.6 km	○			R5			事業は継続
鹿児島市	④	都市計画道路南清見諏訪線 （谷山地区） 【谷山都市整備課】	谷山中央一丁目 4259-11	上福元町字惣福前 田 3857-25	0.49 km	3～ 5.5 m	歩道の段差解消	0.25 km	○	○			△ (R5年度より 着手)		
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.24 km							
							休憩施設（ベンチ）の設置	0.24 km							
	⑤	市道唐湊線（中央地区） 【道路建設課】	上荒田町37-1	上荒田町37-20	0.4 km	3.4 m	休憩施設（ベンチ）の設置	0.4 km		○				○	
	⑥	市道高麗本通線（中央地区） 【道路建設課】	上之園町22-6	上之園町22-16	0.12 km	6.4 m	歩道の段差解消	0.12 km			○				
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.12 km							
	⑦	市道草牟田城山線（中央地区） 【道路建設課】	城山町8-1	城山町8-1	0.06 km	4.9 m	視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.06 km		○					
	⑧	市道諏訪和田線（谷山地区） 【谷山建設課】	慈眼寺町1-1	慈眼寺町16-8	0.43 km	4.5 m	歩道の新設	0.15 km		○					
							視覚障害者誘導ブロックの設置	0.15 km							
							休憩施設（ベンチ）の設置	0.43 km							
	⑨	市道木之下慈眼寺団地線 （谷山地区） 【谷山建設課】	慈眼寺町16-8	慈眼寺町16-8	0.09 km	1.5 m	歩道の拡幅	0.09 km			○				
							歩道の段差解消	0.09 km							

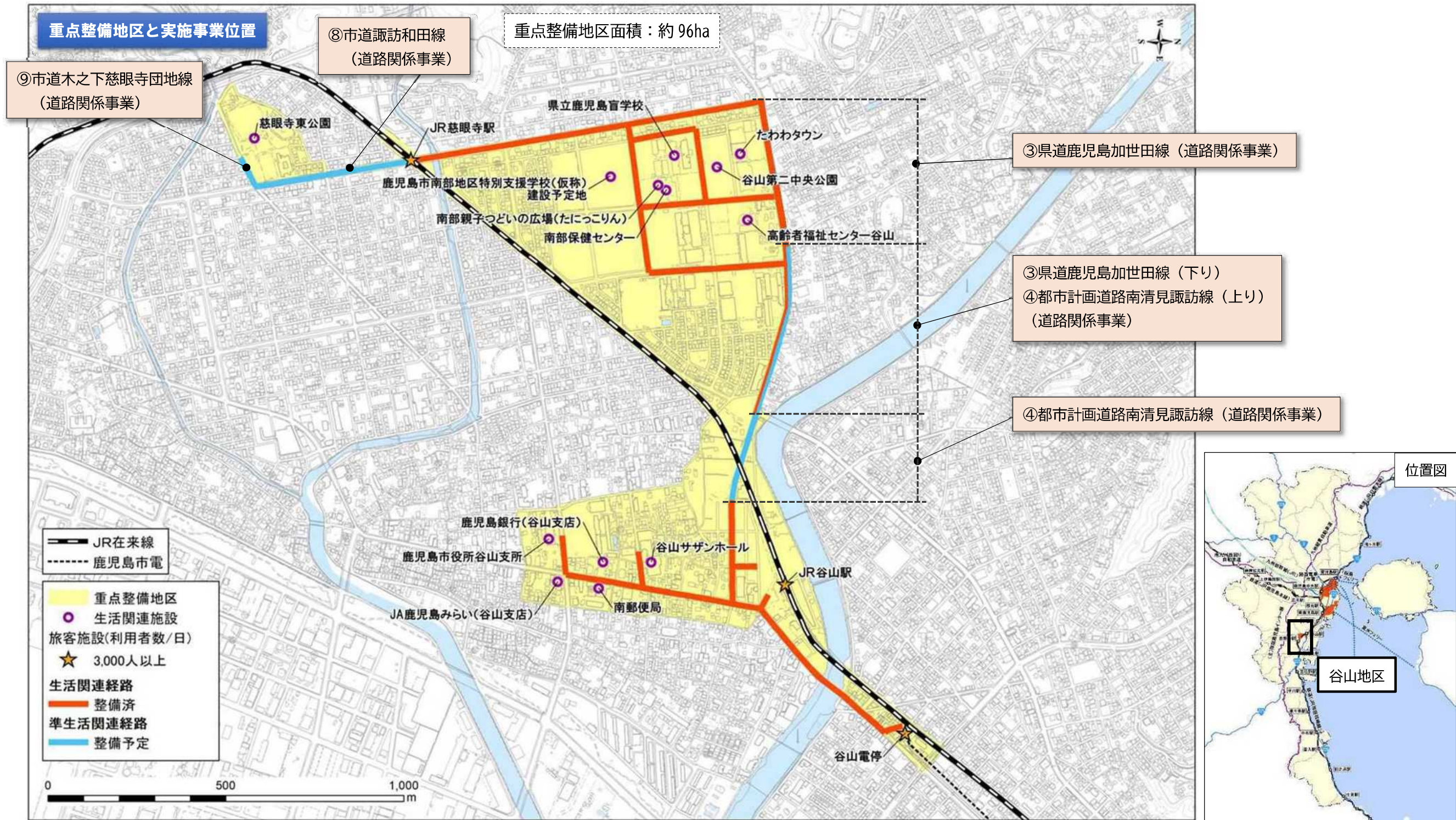
※1 「＜参考＞道路特定事業・道路関係事業位置図」の道路の番号を示す。
※2 ・前期：令和４年度から令和６年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後期：令和７年度から令和８年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未定：実施予定時期が未定のもの
※3 特定事業：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第2条第1項第25号に規定されている、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等で、移動円滑化（バリアフリー化）のために必要な基準に適合するもの
※4 令和6年度実施状況：○：令和6年度中に事業完了予定のもの △：事業に着手し、7年度以降も実施予定のもの

＜参考＞ 道路特定事業・道路関係事業位置図

中央地区



谷山地区



3 交通安全特定事業

【事業実施主体：鹿児島県公安委員会】

道路名	番号※1	道路の区間	事業の箇所※2		事業の内容※3	実施予定期間※4			事業完了 年度	令和6年度 実施状況※5	備考
						前期	後期	未定			
市道唐湊線（中央地区）	3	市立病院前交差点から中洲電停交差点までについての道路の区間	8	市立病院前交差点	音響機能付加	○			R5		
市道ナポリ通線（中央地区）	13	鹿児島中央駅東口交差点から新屋敷交差点までについての道路の区間	25	高麗橋交差点	音響機能付加		○				
国道225号（中央地区）	21	いづろ中央交差点から松原小学校前交差点までについての道路の区間	53	松原小学校前交差点	音響機能付加	○			R4		
市道中央通線（中央地区）	23	桜島橋電停交差点先から大門口交差点までについての道路の区間	66	ボサド通り交差点	音響機能付加	○			R5		
			67	東本願寺前交差点		○			R5		
			68	大門口交差点		○			R5		
			63	市役所前	エスコートゾーン	○			R5		
市道パース通線（中央地区）	24	新屋敷交差点から住吉車庫前交差点までについての道路の区間	69	中央警察署前交差点	音響機能付加		○				
			70	樋之口交差点			○				
			72	パース通り交差点			○				
臨港道路本港区線（中央地区）	32	桜島フェリー前交差点から住吉町車庫前交差点までについての道路の区間	89	住吉町車庫前交差点	音響機能付加	○			R4		
県道鹿児島港下荒田線（鴨池地区）	52	運動公園前交差点からプロパングス会館前交差点までについての道路の区間	137	警察本部前交差点	音響機能付加	○			R4		
都市計画道路南清見諏訪線（谷山地区）	66	南清見交差点から谷山駅南交差点先までについての道路の区間	163	谷山駅南交差点	音響機能付加	○			R5		
国道225号（谷山地区）	71	谷山電停前交差点から谷山支所前交差点までについての道路の区間	168	南清見交差点	音響機能付加	○			R5		
			171	谷山支所前交差点	エスコートゾーン		○				

【事業実施に際し、配慮すべき重要事項等】整備箇所の環境等により整備内容変更の可能性あり

※1 「＜参考＞交通安全特定事業(案)位置図」の各地区の交通安全特定事業整備計画の口囲みの番号の道路を示す。

※2 「＜参考＞交通安全特定事業(案)位置図」の各地区の交通安全特定事業整備計画にある○囲みの番号の位置を示す。

※3 ・音響機能付加、エスコートゾーン：事例は下図参照

※4 ・前期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未定：実施予定時期が未定のもの

※5 令和6年度実施状況：○：令和6年度中に事業完了予定のもの △：事業に着手し、7年度以降も実施予定のもの

＜歩行者支援装置付信号機＞

視覚障害者等が横断歩道を歩行する際に、視覚障害者等が所持する端末装置や白杖(反射シール貼付)を検出して、信号の状態等の音声情報を提供する装置です。視覚障害者が使用する通信端末(スマートフォン)に情報を送信することで、音声情報を提供できるものもあります。

＜音響式歩行者誘導装置付信号機＞

視覚障害者等の横断歩行者に対して、チャイムにより歩行者青信号の開始を知らせる装置です。(歩行者用信号が青信号になると「信号が青になりました」等と音響で知らせる装置)

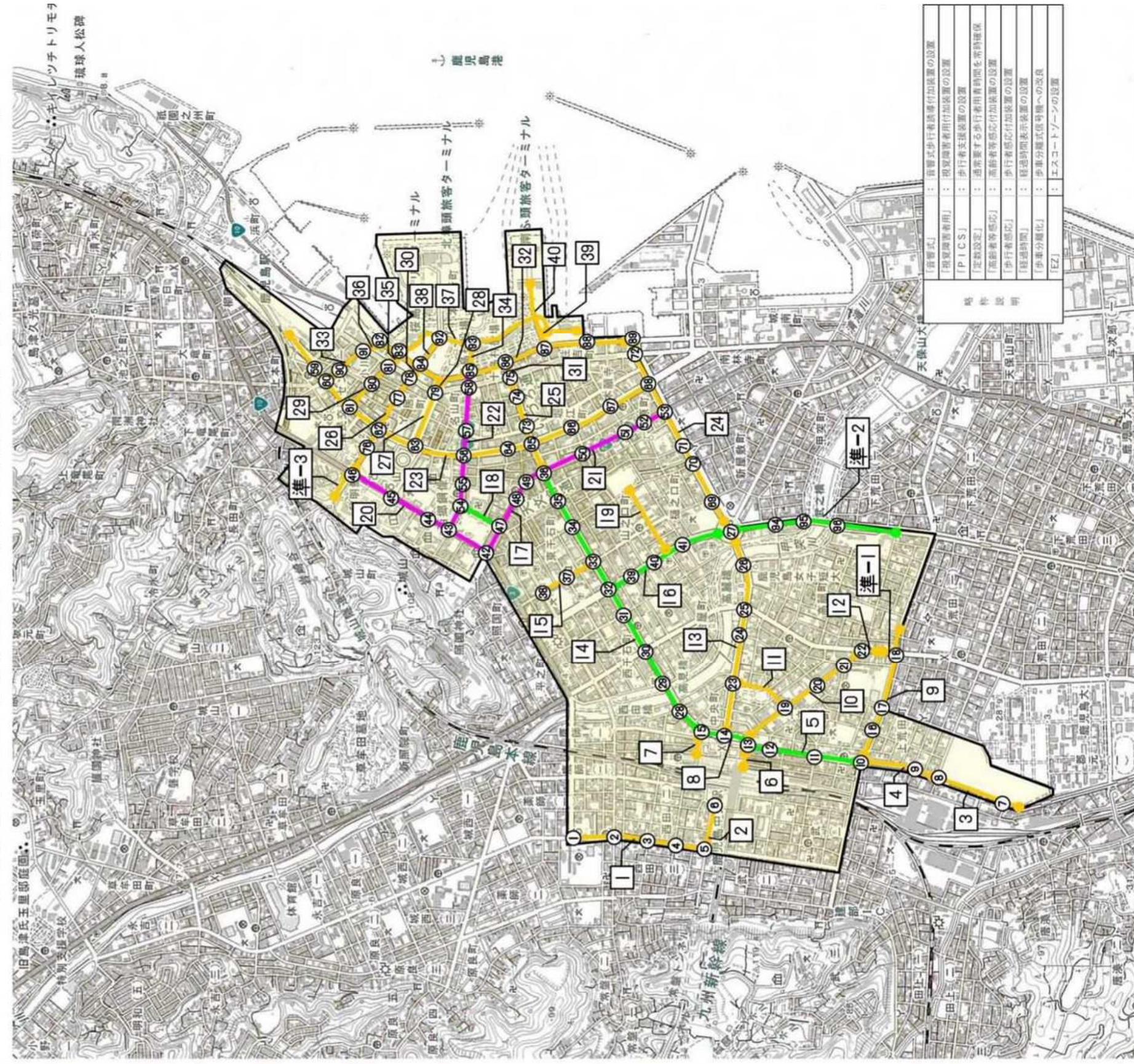
＜視覚障害者用装置付信号機＞

灯火により表示されている信号の内容を電子音による鳥の鳴き声等の音響により視覚障害者等に知らせる装置です。(例えば、幹線道路側の信号が青になるとビヨビヨの音響、従道路側が青になるとカッコーカッコーの音響が鳴る装置)

＜エスコートゾーン＞

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

交通安全特定事業整備計画(中央地区)

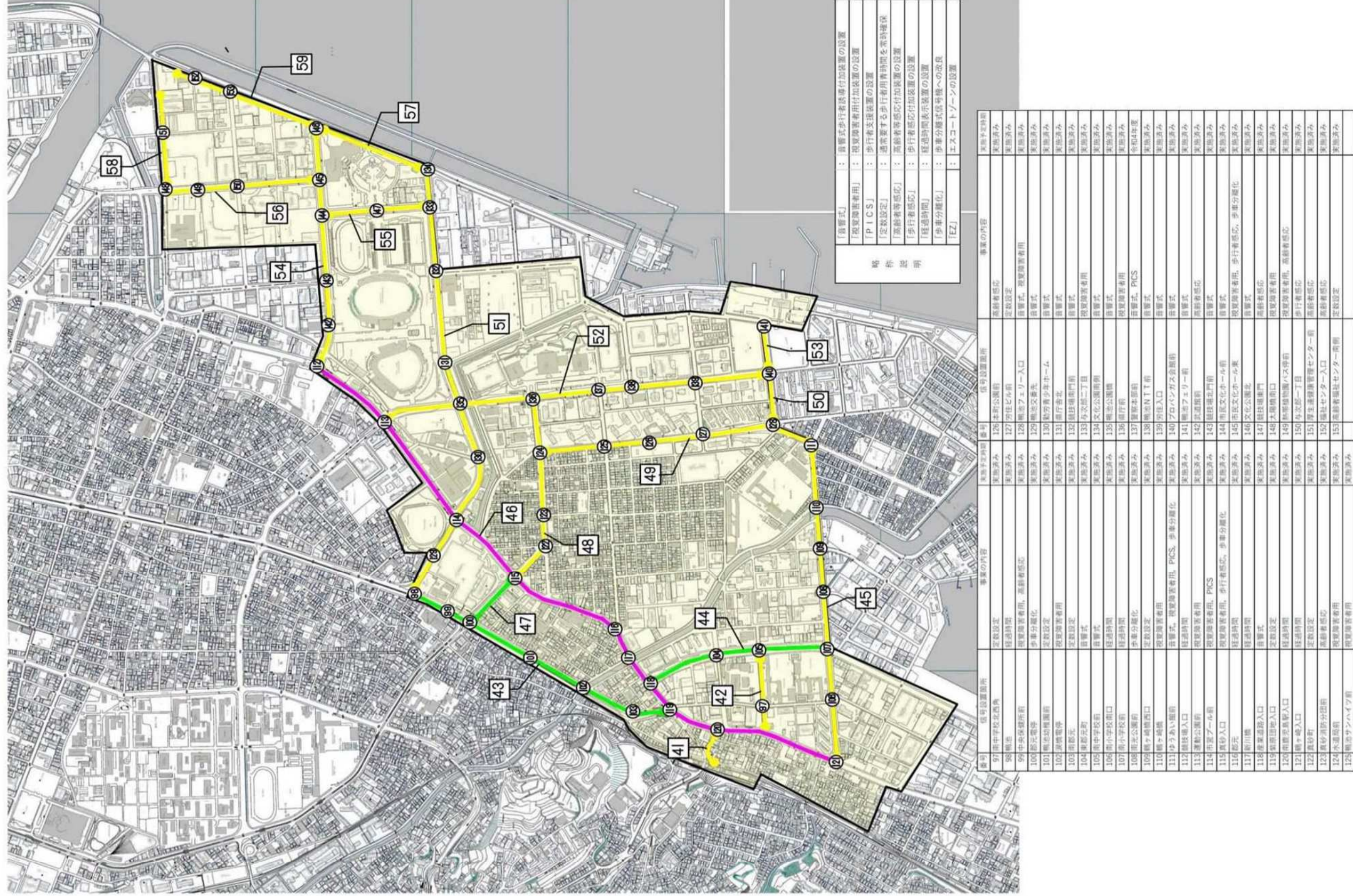


＜参考＞ 交通安全特定事業位置図

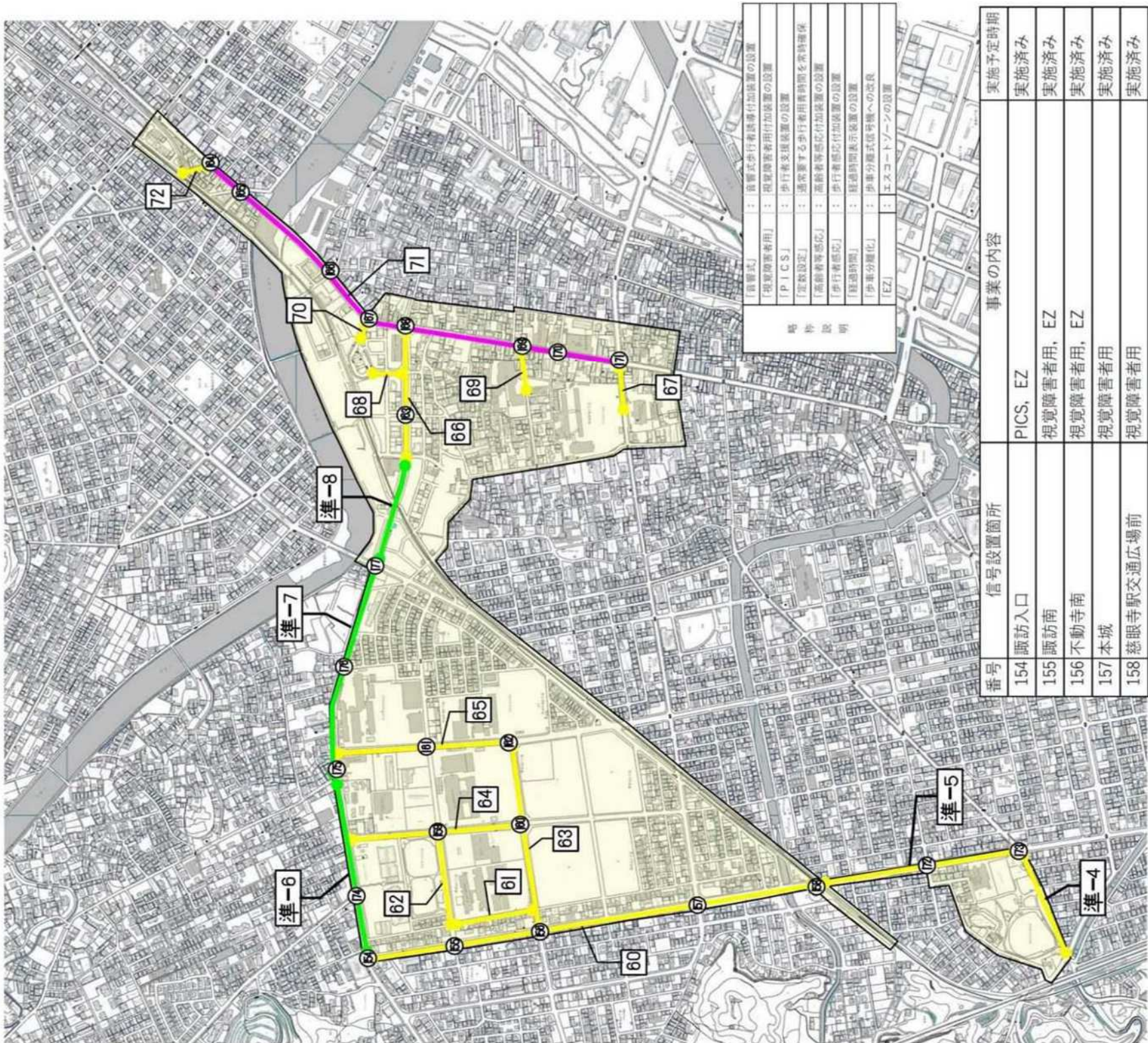
番号	信号設置場所	事業の内容	信号設置場所	事業の内容	実施予定時期
1	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
2	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
3	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
4	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
5	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
6	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
7	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
8	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
9	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
10	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
11	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
12	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
13	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
14	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
15	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
16	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
17	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
18	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
19	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
20	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
21	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
22	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
23	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
24	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
25	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
26	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
27	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
28	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
29	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
30	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
31	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
32	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
33	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
34	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
35	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
36	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
37	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
38	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
39	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み
40	鹿児島駅前	歩行者専用	鹿児島駅前	歩行者専用	実施済み

交通安全特定事業整備計画(鴨池地区)

＜参考＞ 交通安全特定事業位置図



交通安全特定事業整備計画(谷山地区)



＜参考＞ 交通安全特定事業位置図

番号	信号設置箇所	事業の内容	実施予定時期
154	諏訪入口	PICS, EZ	実施済み
155	諏訪南	視覚障害者用, EZ	実施済み
156	不動寺南	視覚障害者用, EZ	実施済み
157	本城	視覚障害者用	実施済み
158	慈眼寺駅交通広場前	視覚障害者用	実施済み
159	盲学校前	視覚障害者用, EZ	実施済み
160	開陽高校南西角	視覚障害者用, EZ	実施済み
162	谷山中北西角	視覚障害者用	実施済み
162	谷山中正門前	視覚障害者用	実施済み
163	谷山駅南	視覚障害者用又はPICS	令和8年度
164	谷山電停前	視覚障害者用, 歩行者感応, PICS	実施済み
165	清見橋北口	経過時間	実施済み
166	清見橋南側	定数設定	実施済み
167	谷山駅前	視覚障害者用, EZ	実施済み
168	南清見	視覚障害者用又はPICS	令和8年度
169	谷山サザンホール入口	視覚障害者用	実施済み
170	南郵便局前	高齢者感応	実施済み
171	谷山支所前	視覚障害者用,EZ追加予定 (時期未定)	実施済み
172	慈眼寺東	定数設定	実施済み
173	慈眼寺東公園前	定数設定	実施済み
174	御所下入口	視覚障害者用, EZ	実施済み
175	愛の聖母園前	視覚障害者用	実施済み
176	鹿兒島南高校北東角	歩行者感応	実施済み
177	新永田橋	歩車分離化	実施済み

4 教育啓発特定事業

実施主体	事業の名称等		事業の内容	実施予定期間※			取組内容		
				前期	後期	未定	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
九州旅客鉄道㈱	心のバリアフリー推進	乗務員等研修	・年7回、カスタマーサポート研修を行う。 ・年2回、サービス介助士資格取得に向けた研修を実施する。	○	○		・年5回のカスタマーサポート研修を実施 ・年12回のサービス介助士資格取得に向けた研修を実施	・年9回のカスタマーサポート研修を計画 ・年50回のサービス介助士資格取得に向けた研修を計画	・カスタマーサポート研修実施予定 ・サービス介助士資格取得に向けた研修を実施予定
		その他	・放送及びポスターの掲出を行い、声掛けサポート運動に取り組む。 ・全社員向けのeラーニングや人権推進ハンドブックの作成・周知により、自ら気づき行動することを心掛けるよう、声掛けサポートに関しての社員の意識を醸成する。 ・鹿児島県障害者社会参加推進協議会において、バリアフリー化の取組説明や障害者団体との意見交換を行う。	○	○		・放送及びポスターの掲出を行い、声掛けサポート運動に取り組む。 ・全社員向けのeラーニングや人権推進ハンドブックの作成・周知により、自ら気づき行動することを心掛けるよう、声掛けサポートに関しての社員の意識を醸成する。 ・鹿児島県障害者社会参加推進協議会において、バリアフリー化の取組説明や障害者団体との意見交換を行った。	・放送及びポスターの掲出を行い、声掛けサポート運動に取り組む。 ・全社員向けのeラーニングや人権推進ハンドブックの作成・周知により、自ら気づき行動することを心掛けるよう、声掛けサポートに関しての社員の意識を醸成する。 ・鹿児島県障害者社会参加推進協議会において、バリアフリー化の取組説明や障害者団体との意見交換を行う。	障害者団体との意見交換会や駅設備体験会を実施予定
鹿児島交通㈱	乗務員研修		・年4回程度、営業所会においてバリアフリー等についての理解と意識づけを行い、接客待遇の意識向上を図る。（高齢者・障害者、車いす・ベビーカー利用者への対応等）	○	○		営業所会においてバリアフリー及び高齢者・体の不自由なお客様への対応について説明を行い、接客接遇の意識高揚を図った。	令和5年度と同様、営業所会・通達等によりバリアフリーについての理解と意識づけを図る。	令和6年度と同様、営業所会・通達等によりバリアフリーについての理解と意識づけを図る。
	心のバリアフリー推進		・心のバリアフリー推進に向けた車内アナウンスを行う。 ・バス車内における優先席等の適正な利用推進のアナウンスを行う。	○	○		バス車内においてアナウンスの実施	令和5年度と同様で継続して実施	令和6年度と同様で継続して実施
南国交通㈱	乗務員研修		・全運転士を対象に乗務員安全指導・接遇研修会を実施する。 ・例年5～7月に車いす等の取り扱いや高齢者・障害者への対応、スロープ板の操作確認を行う。	○	○		少数人数で班別講習を実施 特に車椅子スロープ板の操作プレイングを重点に実施	少数人数での班別講習を実施し、安全指導と接遇教育（8月～10月）	少数人数での班別講習を実施し、安全指導と接遇教育予定（8月～10月）
	心のバリアフリー推進		・バリアフリーへの理解を深める車内放送を行う。 ・優先席表示を行う。	○	○		車内案内の強化とモニター（社内に乗込み）実状確認の実施	車内案内の強化とモニター（社内に乗込み）実状確認の実施	車内案内の強化とモニター（社内に乗込み）実状確認の実施
ＪＲ九州バス㈱	乗務員研修		・年4回（４半期に１回）、車イス・ベビーカーでの乗車方法や優先席へのご案内や高齢者の安全を考慮した運転接遇の訓練を行う。	○	○		令和5年度鹿児島支店四半期訓練【第1四半期訓練】2023年5/1～5/31【第2四半期訓練】2023年8/1～8/31【第3四半期訓練】2023年11/1～11/30【第4四半期訓練】2024年2/1～2/29	令和6年度鹿児島支店四半期訓練【第1四半期訓練】2024年6/1～6/31【第2四半期訓練】2024年8/1～8/31【第3四半期訓練】2024年11/1～11/30【第4四半期訓練】2025年2/1～2/29	継続して実施
	心のバリアフリー推進		・車内アナウンス等による心のバリアフリー推進の意識啓発を行う。 ・優先席表示を行う。	○	○		・バスの乗り方教室を開催してバリアフリー推進の意識啓蒙を行った。 ・バス車内の優先席表示の実施	・バスの乗り方教室を開催してバリアフリー推進の意識啓蒙を行う。 ・バス車内の優先席表示の実施	・バスの乗り方教室を開催してバリアフリー推進の意識啓蒙を行う。 ・バス車内の優先席表示の実施
鹿児島市タクシー協会	心のバリアフリー推進		・適切な利用者支援や接遇の向上に向けた乗務員を対象とする研修を実施する。	○	○		・令和5年7月12日「ユニバーサルドライバー研修」を開催し、タクシー乗務員30名が、UDタクシーでの車椅子の乗降方法、高齢者や障害者に対する接遇・介助方法等を習得した。 ・令和6年2月13日城山ホテル鹿児島において「タクシー乗務員研修会」を開催し、タクシー乗務員や運行管理者等150人が、お客様への接遇、乗務員として必要な知識や心構え等の研修を受けた。 ・新規、又はタクシー乗務を外れて2年以上経過した者が、タクシー乗務員として稼働する際に受講が義務付けられている「乗務員講習」において、接遇やセダン型タクシーにおける車椅子のお客様の乗降要領の乗降要領等を指導し、乗務員としての資質の向上を図っている。	・令和6年度中に、「ユニバーサルドライバー研修」を開催し、タクシー乗務員に対して車椅子の乗降方法、高齢者や障害者に対する接遇・介助方法等の研修を実施する。 ・令和6年度中に、「タクシー乗務員研修会」を開催し、タクシー乗務員や乗務員を指導する立場である運行管理者等に対して、お客様への接遇、乗務員として必要な知識や心構え等の研修を実施する。 ・令和6年度の「タクシー乗務員講習」においても、接遇やセダン型タクシーにおける車椅子のお客様の乗降要領等を指導し、新規タクシー乗務員等の資質向上を図る。	・「ユニバーサルドライバー研修」及び「タクシー乗務員研修会」については、令和7年度以降も継続して開催する。 ・令和7年度以降も「タクシー乗務員講習」において、接遇やセダン型タクシーにおける車椅子のお客様の乗降要領等を指導し、新規タクシー乗務員等の資質向上を図る。
鹿児島市交通局	乗務員研修		・高齢者、障害者、車いす、ベビーカー利用者への対応について、年4回程度乗務員に対する研修を実施し意識向上を図る。	○	○		年4回乗務員に対する研修を実施し意識向上を図る。	年4回程度乗務員に対する研修を実施し意識向上を図る。	年4回程度乗務員に対する研修を実施し意識向上を図る。
	心のバリアフリー推進		・ステッカーや車内アナウンス等による心のバリアフリー推進の意識啓発を行う。 ・国交省のベビーカー利用に関するキャンペーンにあわせＨＰに案内を掲示する。 ・優先席、障害者等用スペースの適正な利用をポスターや車内アナウンスにより広報啓発を行う。	○	○		・ステッカーや車内アナウンス等による心のバリアフリー推進の意識啓発を行った。 ・国交省のベビーカー利用に関するキャンペーンにあわせＨＰに案内を掲示した。 ・優先席、障害者等用スペースの適正な利用をポスターや車内アナウンスにより広報啓発を行った。	・ステッカーや車内アナウンス等による心のバリアフリー推進の意識啓発を行う。 ・国交省のベビーカー利用に関するキャンペーンにあわせＨＰに案内を掲示する。 ・優先席、障害者等用スペースの適正な利用をポスターや車内アナウンスにより広報啓発を行う。	・ステッカーや車内アナウンス等による心のバリアフリー推進の意識啓発を行う。 ・国交省のベビーカー利用に関するキャンペーンにあわせＨＰに案内を掲示する。 ・優先席、障害者等用スペースの適正な利用をポスターや車内アナウンスにより広報啓発を行う。
鹿児島市船舶局	心のバリアフリー啓発事業	船員等研修	・船員や職員を対象とした「心のバリアフリー」研修を実施する。	○	○		職員研修を実施し、周知を図った。	職員研修を実施し、周知を図る。	職員研修を実施し、周知を図る。
		その他	・待合所及び船内でのアナウンス等による意識啓発を行う。 ・障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発を行う。	○	○		・待合所及び船内でのアナウンス等による意識啓発を行った。 ・障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発を行った。	・待合所及び船内でのアナウンス等による意識啓発を行う。 ・障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発を行う。	・待合所及び船内でのアナウンス等による意識啓発を行う。 ・障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発を行う。
国土交通省 （鹿児島運輸支局）	バリアフリー教室		・子供等を対象に、座学や疑似体験を通じて障害はどこにあるのかという理解を深めてもらう。	○			－	実施に向けて検討中	未定

※ ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの

4 教育啓発特定事業

実施主体	事業の名称等	事業の内容	実施予定期間※			取組内容		
			前期	後期	未定	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
交通事業者 鹿児島市【交通政策課】	心のバリアフリー推進に向けたバス・市電等車内アナウンス	・バスや市電等の車内において、バリアフリーへの理解を深める車内アナウンスを、交通事業者協力のもとで放送する。	○	○		各事業者において車内アナウンス実施	各事業者において車内アナウンス実施	各事業者において車内アナウンス実施予定
鹿児島市	バリアフリー講習会 【交通政策課】	・講演や車椅子及び高齢者疑似体験セットを使用しての低床バス乗降体験など、交通分野における心のバリアフリーをテーマとした講習会を開催する。	○	○		交通分野における心のバリアフリー講習会を実施した。 開催日：R5.10.31 場 所：かごしま県民交流センター 参加者：34名	交通分野における心のバリアフリー講習会を実施した。 開催日：R6.8.20 場 所：カクイックス交流センター 参加者：27名 ※昨年度から、対象者に小学校教諭を追加	継続して実施予定
	市政出前トーク 【交通政策課】	・市政出前トークのテーマに「みんなにやさしい安心安全に移動できるまちづくり ～鹿児島市の交通バリアフリー～」を設定し、第三次交通バリアフリー基本構想の概要や各バリアフリー整備の内容、心のバリアフリーの推進について説明を行う。	○	○		市政出前トーク等（1回）を実施した。	継続して実施	継続して実施
	市ホームページ等による心のバリアフリー推進 【交通政策課】	・優先席やバリアフリートイレ、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発を行う。	○	○		優先席等の適正な利用について、市ホームページ等で広報啓発を行った。	継続して実施	継続して実施
	ホームページ等による第三次交通バリアフリー基本構想の進捗状況の公表【交通政策課】	・第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会において、各事業計画の進捗状況（前年度実績及び当年度計画）を確認し、市ホームページ等により公表する。	○	○		協議会の開催状況について、市ホームページ上で公表した。	協議会開催後に公表	協議会開催後に公表
	障害者週間における啓発活動 【障害福祉課】	・国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された「障害者週間（12/3～9）」において様々な啓発活動を行う。 ①懸垂幕の掲示 ②啓発広報ポスターの掲示 ③市民のひろば記事掲載 ④市役所内放送 ⑤障害福祉課職員の名札への掲示 ⑥チャレンジ大賞の表彰	○	○		「障害者週間」において、様々な啓発活動を行った。 ・懸垂幕の掲示 ・市民のひろば記事掲載 ・市役所内放送 ・障害福祉課職員の名札に掲示 ・鹿児島中央駅地下通路「つばめロード市民ギャラリー」において障害者制作作品（絵画・工作・工芸等）の展示	同左	同左
	身体障害者補助犬の普及啓発 【障害福祉課】	・障害者の自立や社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の普及啓発に努める。 ①ポスターの掲示や市民のひろば、ホームページへの掲載 ②ほじょ犬ステッカーの配布	○	○		「ほじょ犬の日」に合わせてほじょ犬ステッカーを配布し、普及啓発を実施	同左	同左
	障害者差別解消の理解促進 【障害福祉課】	・障害者差別解消支援協議会を開催するほか、民間事業者や市民に対する周知・啓発等を行う。	○	○		・障害者差別解消支援協議会（当事者団体や福祉関係団体、民間事業者等で構成）を開催し、障害者差別に関する相談内容を協議・共有 ・市障害者基幹相談支援センターにおける専門相談員の配置（1名） ・相談対応、事業所訪問（30か所）による啓発活動	同左	同左
	ヘルプマーク・ヘルプカードの配付・周知 【障害福祉課】	・外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせることで、支援を受けやすくするため、ヘルプマーク・ヘルプカードを配付・周知する。	○	○		ヘルプマーク・カードの配布を本庁・支所に加え市内施設25か所に拡大	本庁・支所に加え市内施設25か所にてヘルプマーク・カードの配布を継続	同左
	障害者（児）への移動支援事業 【障害福祉課】	・屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時の支援を行うことにより、社会参加と自立を促す。	○	○		屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時の支援を行った。 ・5年度実績 延べ利用者数 5,117人	屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時の支援を行う。	同左
	視覚障害者（児）への同行援護（外出時の支援） 【障害福祉課】	・屋外での移動に困難がある視覚障害者（児）に対し、障害福祉サービスの一つとして外出時の支援を行う。	○	○		屋外での移動に困難がある視覚障害者（児）に対し、障害福祉サービスの一つとして外出時の支援を行った。 ・5年度実績 延べ利用者数 2,735人	屋外での移動に困難がある視覚障害者（児）に対し、障害福祉サービスの一つとして外出時の支援を行う。	同左
	人権教育の推進事業 【学校教育課】	・人権教育に関する教職員研修の充実を図り、教職員に人権に関する問題を自らの課題として認識させるとともに、人権教育の視点に立った教育活動の充実を図る。	○	○		各学校の教育課程に基づいた研修を実施し、人権教育の視点に立った教育活動の充実を図った。	各学校の教育課程に基づいた研修を実施し、人権教育の視点に立った教育活動の推進を図る。	各学校の教育課程に基づいた研修を実施し、人権教育の視点に立った教育活動の推進を図る。

※ ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの

4 教育啓発特定事業

実施主体	事業の名称等	事業の内容	実施予定期間※			取組内容		
			前期	後期	未定	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
鹿児島市	小・中学校におけるバリアフリーに関する指導 【学校教育課】	①小学校 5年国語 ・教材「みんなが過ごしやすい町へ」で、点字ブロックや音響用押ボタンなど、身の回りの誰もが過ごしやすくなるための工夫について考える。 ・教材「点字と手話」で、教科書に打ち出された点字に触れながら、点字の仕組みや歴史を学ぶとともに、聴覚に障害のある方のコミュニケーションの手段としての手話について理解する。 ②小学校 5年外国語 ・Unit5「Where is the post office?」において世界の地図や標識について学習する。 ③小学校 6年社会 ・「国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること」を調べる学習において、「ユニバーサルデザイン」について学習する。 ④中学校 2年外国語 ・Unit5「Universal Design」において、身の回りにある「ユニバーサルデザイン」について学び、英語で文章を読んだり、意見交換をしたりする。 ⑤中学校 1年国語 ・読書教材「ブラインドの向こうに見える光」で、パラリンピック競泳三連覇の河合純一選手がどのようにして困難を乗り越えたかを知るとともに、河合選手を支えた弟、友人、先生たちのサポートについても学ぶ。 ・教材「『不便』の価値を見つめ直す」で、バリアフリーが普及するのは望ましいことだが、あえてバリアがある設計をすることで「身体能力の低下を防ぐ」介護施設もあり、不便にもよさがあることに気付くことが、新しいデザインを創造する可能性につながることを学ぶ。 ⑥中学校 3年社会（公民的分野） ・社会保障をテーマとする学習において、「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」について学習する。 ⑦中学校 技術・家庭 ・家庭分野「衣食住の生活 住生活」で、家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫する学習において、高齢者や幼児等の身体的特徴を踏まえた室内環境の整え方として、「バリアフリーデザイン」や「ユニバーサルデザイン」について学習する。また、技術分野「材料と加工に関する技術」で、ものづくりに取り組むときの観点として学習する。 ⑧小・中学校 総合的な学習の時間 ・学校や地域等の「福祉」に関する課題において、その改善策を見出すためにバリアフリーに関する町の調査等を行う。 ⑨小・中学校 道徳科 ・親切、思いやり、規則の尊重、公德心の内容において、それぞれの発達段階に応じて、社会の一員としての望ましい行動の在り方について学習する。 ⑩小学校 特別活動（学校行事） ・勤労生産・奉仕的行事において、学校や地域社会のために役立つことや働くこと、生産すること、他者に奉仕することに関心を持ち、よりよい勤労や生産のあり方、働くことの意義や社会奉仕について考え、実践する。 ⑪中学校 特別活動（学校行事） ・勤労生産・奉仕的行事において、勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う活動が得られるように学習する。	○	○		各学校の教育課程に基づき実施	各学校の教育課程に基づき実施	各学校の教育課程に基づき実施
	多文化共生推進事業 【国際交流課】	・多文化共生の地域づくりを推進するため、講演会の開催などにより市民の意識醸成を図る。	○	○		・職員向け多文化共生研修会の実施 ・市民向け多文化共生講演会の開催 ・啓発用リーフレットの作成	・職員向け多文化共生研修会の実施	・職員向け多文化共生研修会の実施
	職員研修事業 【人事課】	・人権問題に関する職員研修を実施し、職員の人権尊重意識の高揚を図る。 ・職業生活における障害者の状況に関して職場の上司・同僚への意識啓発を図るための研修等を実施する。	○	○		【人権問題】 ・新規採用職員研修（前期）154人 ・技能労務職員研修 4人 ・新任主幹研修 79人 【障害者関連】 ・新規採用職員研修（前期）154人 ・新規採用職員研修（後期）154人 ・採用3年目研修 115人 ・採用7年目研修 56人 ・採用9年目研修 66人 ・新任主査研修 164人 ・新任専門員研修 99人 ・新任係長研修 95人	【人権問題】 ・新規採用職員研修（前期） ・技能労務職員研修 ・新任主幹研修 【障害者関連】 ・新規採用職員研修（後期） ・採用7年目研修 ・新任主査研修 ・新任専門員研修 ・新任係長研修	【人権問題】 ・新規採用職員研修（前期） ・技能労務職員研修 ・新任主幹研修 【障害者関連】 ・新規採用職員研修（後期） ・採用7年目研修 ・新任主査研修 ・新任専門員研修 ・新任係長研修
	人権啓発事業 【人権推進課】	・様々な人権課題について、関係機関、関係部局との連絡調整を図り人権問題の啓発を行う。 ・様々な人権課題について「知る」ことで認識と理解を深め、日々の業務に活かしてもらうことを目的に職員向け研修会を実施する。	○	○		・人権啓発に関する懇話会の開催 ・人権啓発研修の実施	・人権啓発に関する懇話会の開催 ・人権啓発研修の実施	・人権啓発に関する懇話会の開催 ・人権啓発研修の実施
	人権啓発活動事業 【人権推進課】	・様々な人権課題について、啓発資料等を活用し、広く市民、企業等に広報・啓発を行うことで、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるとともに、人権尊重意識の普及高揚を図る。 ①啓発資料の作成、配布 ②人権啓発ポスターの作成・掲示（公共交通機関への掲出） ③人権啓発物品（ボールペン）の作成・配布 ④人権啓発パネル展の開催 ⑤街頭啓発（鹿児島中央駅前広場など） ⑥HPやSNSを活用した広報・啓発	○	○		・人権啓発パンフレットの作成、配布 ・人権啓発ポスターの作成、掲示 ・啓発物品の作成配布 ・人権啓発パネル展の開催	・人権啓発パンフレットの作成、配布 ・人権啓発ポスターの作成、掲示 ・啓発物品の作成配布 ・人権啓発パネル展の開催	・人権啓発パンフレットの作成、配布 ・人権啓発ポスターの作成、掲示 ・啓発物品の作成配布 ・人権啓発パネル展の開催

※ ・前期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未定：実施予定時期が未定のもの

4 教育啓発特定事業

実施主体	事業の名称等	事業の内容	実施予定期間※			取組内容		
			前期	後期	未定	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
鹿児島市	人権啓発フェスティバル開催事業 【人権推進課】	・市民の人権問題に対する正しい認識と理解を深めるとともに、人権尊重意識の普及高揚を図るため、人権啓発フェスティバルを開催する。（令和4年度のみ実施） ①人権啓発講演会 ②様々な人権に関するパネル展 ③人権作文朗読会動画上映 ④出張人権相談	○			令和4年度のみ実施	令和4年度のみ実施	令和4年度のみ実施
	福祉読本作成事業 【長寿支援課】	・次世代を担う小学生に、高齢者や障がいのある方々について理解を深めてもらい、福祉の心を育んでもらうため福祉読本を作成し配布する。	○	○		冊子とは別に、電子ブック及びCD（PDFデータ）を作成・配布し、活用機会の拡大を図った。 【作成部数】 冊子：500部、CD：100枚、電子ブック	引き続きタブレット配信（電子データ）により活用を図る。 【作成部数】 冊子：500部、CD：100枚、電子ブック	引き続きタブレット配信（電子データ）により活用を図る。 【作成部数】 冊子：500部、CD：100枚、電子ブック
	精神障害者ふれあい交流事業 【保健支援課】	・精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神障害者の地域の中での生活を支援し、社会参加の促進を図る。	○	○		①精神障害者がスポーツ、レクリエーション等を通じて親睦を図り交流を深める「ふれあいスポーツ交流会」 参加者数：86人 ②精神障害者による舞台発表や交流を行う「ふれあい交流会」 参加者数：420人 ③精神障害者の描いた絵画等の作品展「ここで描く絵画展」 出展数：458点 来場者数：455人	スポーツ、レクリエーション、文化活動等として、心で描く絵画展を開催する。	スポーツ、レクリエーション、文化活動等として、心で描く絵画展を開催する。
	精神保健福祉交流センター管理運営事業 【保健支援課】	・市民の精神障害に対する理解と相互交流を行う講座や交流イベント、ピア（当事者）が中心となる講座等を行う。	○	○		主なイベント等の開催実績 ・交流イベント「はーと・まるしえ」 開催回数：1回 参加者数：420人 ・まちかど交流講座 開催回数：6回 参加者数：62人 ・家族講座 開催回数：1回 参加者数：17人 ・はーと講座 開催回数：7回 参加者数：69人	市民の精神障害に対する理解と相互交流を行う講座や交流イベント、ピア（当事者）が中心となる講座等を行う。 ・交流イベント「はーと・まるしえ」 ・まちかど交流講座 ・家族講座 ・はーと講座 他	市民の精神障害に対する理解と相互交流を行う講座や交流イベント、ピア（当事者）が中心となる講座等を行う。 ・交流イベント「はーと・まるしえ」 ・まちかど交流講座 ・家族講座 ・はーと講座 他
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 【保健支援課】	・ピアサポーターが地域住民や学校、企業等を対象に体験談発表を行い、精神障害についての普及啓発を図る。	○	○		・体験談発表 10回 ・市主催イベントにおける普及啓発活動の実施 5回	ピアサポーターが地域住民や学校、企業等を対象に体験談発表を行うほか、市主催イベント等において普及啓発活動を実施する。	ピアサポーターが地域住民や学校、企業等を対象に体験談発表を行うほか、市主催イベント等において普及啓発活動を実施する。
	マタニティマークの配付・周知 【母子保健課】	・妊産婦へのやさしい環境づくりに取り組むことで、このマークを付けている妊産婦を見かけたら、お母さんとおなかの赤ちゃんへの思いやりのある気遣いをしてもらうように周知する。	○	○		母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配付するほか市電車内にポスターを掲示し普及・啓発を実施。	母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配付するほか市電車内にポスターを掲示し普及・啓発を実施。	母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配付するほか市電車内にポスターを掲示し普及・啓発を実施。
	図書資料の購入及び貸出 【図書館】	・人権に関係する図書等の購入及び貸出を行う。	○	○		人権に関係する図書等の購入及び貸出を行った。	人権に関係する図書等の購入及び貸出を行う。	人権に関係する図書等の購入及び貸出を行う。
	人権教育推進事業 【生涯学習課】	・市民が様々な人権問題に対し、正しい理解と認識を深め、相互に基本的人権を尊重するとともに明るい社会の形成に努める。 ①地域別人権問題研修会の開催 ②企業内人権問題研修会の開催 ③啓発冊子の作成、配布 ④社会学級における人権学習 ⑤人権啓発DVD及び書籍の購入と貸出 ⑥人権啓発講演会 ⑦公民館職員による家庭教育に関する相談事業	○	○		①地域別人権問題研修会の開催 13地域公民館で実施、参加者1,109人 ②企業内人権問題研修会の開催 実施会社3社、参加者50人 ③啓発冊子の作成、配布 27,000部配布 ④社会学級における人権学習 延べ出席者2,485人 ⑤人権啓発DVD及び書籍の購入と貸出 DVD2本購入、視聴人数281人 ⑥人権啓発フェスティバル 参加者204人 ⑦公民館職員による家庭教育に関する相談事業	①地域別人権問題研修会の開催 13地域公民館で実施、参加者 1,546人 ②企業内人権問題研修会の開催 実施会社3社、参加者44人 ③啓発冊子の作成、配布 14,000部配布 ④社会学級における人権学習 延べ出席者3,301人 ⑤人権啓発DVD及び書籍の購入と貸出 DVD1本購入、視聴人数291人 ⑥人権啓発講演会 8月実施 参加者 174人 ⑦公民館職員による家庭教育に関する相談事業	①地域別人権問題研修会の開催 13地域公民館で実施予定 ②企業内人権問題研修会の開催 ③啓発冊子の作成、配布 33,000部配布予定 ④社会学級における人権学習 ⑤人権啓発DVD及び書籍の購入と貸出 DVD1本購入予定 ⑥人権啓発講演会 8月実施予定 ⑦公民館職員による家庭教育に関する相談事業

※ ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの

5 その他の取組

実施主体	取組の名称等	取組の内容	実施予定期間※			取組内容		
			前期	後期	未定	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
鹿児島市	鹿児島県福祉のまちづくり条例に関する事務 【障害福祉課】	・県の福祉のまちづくり条例に基づき、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。	○	○		鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。 またその事務処理に対する鹿児島県市町村権限移譲交付金の交付を受けた。 ・5年度申請件数 56件	鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。 またその事務処理に対する鹿児島県市町村権限移譲交付金の交付を受ける。	同左
	鹿児島市福祉環境整備指針に関する事務 【障害福祉課】	・市の福祉環境整備指針に基づき、県の福祉のまちづくり条例の届出の対象とならない小規模の施設の新築等の内容について届出を受理するもの。	○	○		鹿児島市福祉環境整備指針に基づき、鹿児島県福祉のまちづくり条例の届出の対象とならない小規模の施設の新築等の内容について届出を受理した。 ・5年度申請件数 3件	鹿児島市福祉環境整備指針に基づき、鹿児島県福祉のまちづくり条例の届出の対象とならない小規模の施設の新築等の内容について届出を受理する。	同左
	字幕付き番組の上映 【教育委員会事務局総務課】	・科学館のプラネタリウムにおいて字幕付き番組を上映する。	○	○		【上映番組】 ・「まだ見ぬ宇宙へ」 令和6年1/2～3/31の上映期間中、第3回13：10上映分に字幕を付与して上映 【上映回数】 70回 【観覧者数】 1,641人	【上映番組】 ・「チコちゃんに叱られる2」 令和7年1/2～3/31の上映期間中に字幕を付与して上映予定	実施予定 (内容は未定)
	バリアフリー映画会の開催 【図書館】	・視覚障害者向けの「音声ガイド」と聴覚障害者向けの「日本語字幕」を付けた映画の上映会を行うことで、誰もが利用しやすい図書館サービスの充実を図る。	○	○		バリアフリー映画会を開催した。	バリアフリー映画会を開催する。	バリアフリー映画会を開催する。
	キッズタイム「体験！さわる本・聞く本・読みやすい本」 【図書館】	・読書バリアフリーに関する図書や機器等を展示し、体験する活動をとおして、読書のバリアフリーについて考える機会とするイベントを開催する。	○	○		キッズタイム「体験！さわる本・聞く本・読みやすい本」を開催した。	キッズタイム「体験！さわる本・聞く本・読みやすい本」を開催する。	キッズタイム「体験！さわる本・聞く本・読みやすい本」を開催する。

※ ・前 期：令和4年度から令和6年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・後 期：令和7年度から令和8年度の間に事業実施・完了が見込めるもの
・未 定：実施予定時期が未定のもの